パレスチナとイスラエルの即時停戦に向けた行動を日本政府に求める意見書

10月7日、イスラム組織ハマスのイスラエルに侵入した突然の攻撃で、イスラエル側に出た死傷者は少なくとも1,400人、囚われた人質は240人以上。そして今も続くイスラエル軍のパレスチナガザ地区での戦闘は、パレスチナ側で17,000人以上が死亡し、その半数近くが子どもだとされている。

10月27日には、すべての加盟国が参加できる国連総会の緊急特別会合で、「敵対行為の停止につながる即時、永続可能、且つ持続的な人道的な休戦を求める」決議が121か国の賛成で採択(アメリカやイスラエルなど14か国が反対、日本やヨーロッパなど44か国は棄権)。また、11月15日の国連安全保障理事会では、戦闘の「緊急かつ人道的な中断」を求める決議が賛成多数で採択された。さらに、11月24日には戦闘は一旦休止されたが、12月1日には再開。以降、戦闘再開で死者数が増加し、ガザ市民らの被害が拡大し続けている。

このように深刻な人道危機の打開は一刻の猶予も許されず、各国政府及び国際機関には、国連決議を遵守した行動をとることが求められる。

よって、本議会は日本政府に対して下記の事項の取り組みをされるよう強く 要請する。

記

パレスチナとイスラエル双方に対し、ガザ地区の悲惨な人道状況及び治安状況に対処する重要性を指摘し、即時停戦に向けた交渉開始のための行動をされること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月19日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣